

項番	(あ) 諮問受理 番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及びその内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報 又は開示請求に係る個人情報を保有していない理由	(く) 審査 請求日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
1	令和元年度諮問受理第21号	令和元年8月13日付け大福祉第1369号		H30. 5. 15政策企画室に提出の「「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」の無効・取消しのお願い」にある (あ) 第1-2-(4)大阪市説明の矛盾について、(い) 同-(5)-②、(う) 同-(5)-③、(え) 同-(5)-④、(お) 同-(5)-⑤、(か) 同-(5)-⑥の質問に対する大阪市(北区、福祉局)回答が確認できる文書。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年7月4日付け大福祉第922号 開示決定	H30. 5. 15政策企画室に提出の「「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」の無効・取消しのお願い」の各項の質問に対する回答が確認できる文書 ・平成25年4月19日受付分市民の声（1320-20019）に対する回答　他89件	令和元年7月17日	開示請求した内容に対応した文書の開示を求める。 不存在の場合は「不存在による非開示決定」を求める。 開示された文書には開示請求に対応した文書がまったく無い。
									対象情報の特定に当たり、実施機関において、これまでに審査請求人からの問合せ等に対して回答した文書を確認した結果、請求内容に合致する情報として、平成25年4月19日受付分市民の声（1320-20019）に対する回答、他89件を特定した。 審査請求人は、開示された文書には開示請求に対応した文書がまったく無いと主張しているが、(え)欄に記載の開示請求に係り特定した対象情報は、上記のとおり、これまで実施機関が審査請求人からの問合せ等に対して回答した文書である。いずれも審査請求人が自身の障がい認定審査に関して自身が疑問と考える内容について問合せや面談を求め、そのうえで実施機関が回答や面談内容を記録するために作成された文書であり、例えば、質問項目の「大阪市説明の疑問・矛盾等について」における「求心性視野狭窄と認める認めない場合の違いは何か」との質問に対しては、平成25年4月19日受付分市民の声（1320-20019）に対する回答等において身体障がい認定基準を基に「視野10度」の考え方や申請人が求心性視野狭窄に該当しないこと等に関する説明を行っており、その他の項目についても、開示対象とした回答文書には、審査請求人の質問への回答に当たる記載があり、(か)欄に記載の決定に問題はないものと考えている。 なお、開示に際しては、審査請求人が示した質問項目ごとに対応する文書を分類し開示をしている。
2	令和元年度諮問受理第22号	令和元年8月16日付け大北福祉第453号	令和元年5月21日		北区役所福祉課	令和元年7月4日付け大北福祉第304号 開示決定	・H30. 5. 15政策企画室に提出の「「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」の無効・取消しのお願い」各項目の説明に係る文書 ・平成24年7月2日付け問い合わせに対する回答　他16件	令和元年7月17日	開示請求した内容に対応した文書の開示を求める。 不存在の場合は不存在による非開示決定を求める。 開示請求に対応した文書がまったく無い。
									開示請求書に「・・質問に対する大阪市（北区）回答が確認できる文書」とあり審査請求人が各質問項目を指し示していることから、これまで北区役所が審査請求人からの問い合わせや面談等において説明を行った中から質問項目に対応した文書である(き)欄に記載した文書のすべてを対象文書として特定したものである。 審査請求人は、開示した(え)欄に記載の請求に係る対象情報について、「開示請求に対応した文書がまったくない」と主張しているが、当該請求に係り特定した対象情報は、これまで実施機関が審査請求人からの問合せ等に対して回答した文書である。いずれも審査請求人が自身の障がい認定審査に関して自身が疑問と考える内容について問合せや面談を求め、そのうえで実施機関が回答や面談内容を記録するために作成された文書であり、例えば、質問項目の「大阪市説明の疑問・矛盾等について」における「求心性視野狭窄と認める認めない場合の違いは何か」との質問に対しては、平成25年10月15日付け問い合わせに対する回答等において身体障がい認定基準を基に「視野10度」の考え方や審査請求人が求心性視野狭窄に該当しないこと等に関する説明を行っており、その他の項目についても、開示対象とした回答文書には、審査請求人の質問への回答に当たる記載があり、(か)欄に記載の決定に問題はないものと考えている。 なお、開示に際しては、審査請求人が示した質問項目ごとに対応する文書を分類し開示をしている。
3	令和元年度諮問受理第27号	令和元年8月28日付け大福祉第1573号	令和元年5月31日	「既に説明は十分に尽くした。」とする根拠として、R元. 5. 14付大総務第e-27号開示の「これまでの経過について」の4に「…10度で囲む円程度の視野面積になった場合は…10度以内と認定される可能性があることを説明している。」とある。この説明内容が確認できる文書のすべて。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年7月16日付け大福祉第1037号 開示決定	・平成25年7月19日受付分市民の声（1320-20029）に対する回答　他6件	令和元年7月29日	請求した文書の開示を求める。 不存在の場合は非開示決定を求める。 請求した文書が開示されていない。
									対象情報の特定に当たり、実施機関において、これまでに審査請求人からの問合せ等に対して回答した文書を確認した結果、請求内容に合致する情報として、平成25年7月19日受付分市民の声（1320-20029）に対する回答、他6件を特定した。 審査請求人は、請求した文書が開示されていないと主張しているが、例えば、平成27年4月10日受付分市民の声（1520-20012）に対する回答において、「求心性視野狭窄としての等級認定についても、機械的に認定できるものではなく、診断書の記載内容や視野表により総合的に判断され、基準に完全に合致していない場合でも認定される可能性がある。」という旨の説明を行っており、その他開示対象とした回答文書においても、請求内容に合致する記載があり、(か)欄に記載の決定に問題はないものと考えている。
4	令和元年度諮問受理第121号	令和2年3月24日付け大福祉第4487号	令和元年12月17日	R元. 11. 25付大北福祉第1006号及び大福祉第2823号不存在による非開示決定に係り、H30. 1. 30付大北福祉第1043号で判明した「両眼の視野が中心10度より外側に残存する案件を求心性視野狭窄と認定している事実」を把握していることが確認できる文書。ただし、H23～29年度について。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和2年2月5日付け大福祉第3758号 開示決定	平成25年4月19日受付分市民の声（1320-20019）に対する回答　他11件	令和2年2月25日	請求文書の開示を求める。 請求した文書が開示されないため。
									対象情報の特定に当たり、実施機関において保有する審査請求人から提出された文書等を確認した結果、請求内容に合致する情報として、平成25年4月19日受付分市民の声（1320-20019）に対する回答他11件を特定した。 審査請求人は、請求した文書が開示されていないとの主張を行っているが、例えば、平成28年8月18日付け「お問い合わせ」に対する回答においては、中心10度より外側の視野についても総合的判断により認定の可能性がある事を説明しており、その他開示対象とした回答文書においても、請求内容に合致した記載が多数あり、(か)欄に記載の決定に問題はないものと考えている。
5	令和元年度諮問受理第122号	令和2年3月24日付け大福祉第4489号	令和元年12月17日	H30. 1. 30付大北福祉第1043号公開文書において、「両眼の視野が中心10度より外側に残存」する案件を求心性視野狭窄と認定していることが判明している。両眼の視野が中心10度より外側に残存する案件を求心性視野狭窄と認定しているものもあることについて説明していることが確認できる文書。ただし、北区役所、福祉局保有分で①H23②H24③H25④H26⑤H27⑥H28⑦H29⑧H30⑨R元年度について。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和2年2月5日付け大福祉第3759号 開示決定	平成25年4月19日受付分市民の声（1320-20019）に対する回答　他14件	令和2年2月25日	不明な開示決定を行っているため、請求文書の①～⑨ごとに開示決定を求める。 また、請求文書が存在しないのであれば不存在による非開示決定を求める。 開示された文書すべてに、請求した文書がまったくなかったため。 また、求めた①～⑨ごとに決定を行っていない。
									対象情報の特定に当たり、実施機関において保有する審査請求人から提出された文書とそれに係る回答文書等を確認した結果、請求内容に合致する情報として、平成25年4月19日受付分市民の声（1320-20019）に対する回答他14件を特定した。 審査請求人は、開示された文書すべてに、請求した文書がまったくなく、請求した年度ごとの決定を行っていない、と主張しているが、例えば、平成28年8月18日受付分「お問い合わせ」への回答では、視野が10度の位置から少しずれているケースなどを原因疾病や参考となる経過・現症などを踏まえ総合的に判断することにより求心性視野狭窄と認められるかどうかで等級（結果）が変わる可能性はあるという説明を行っており、その他開示対象とした回答文書においても、請求内容に合致する記載がある。また、開示決定通知書において、各文書の作成年月日も明示しており、(か)欄に記載の決定に問題はないものと考えている。

項番	(あ) 諮問受理 番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及びその内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報 又は開示請求に係る個人情報を保有していない理由	(く) 審査 請求日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
6	令和元年度諮問受理第129号	令和2年3月26日付け大北福第1764号	令和元年12月17日	R元. 11. 25付大北福第1006号及び大福祉第2823号不存在による非開示決定に係り、H30. 1. 30付大北福第1043号で判明した「両眼の視野が中心10度より外側に残存する案件を求心性視野狭窄と認定している事実」を把握していることが確認できる文書。ただし、H23～29年度について。	北区役所福祉課	令和2年2月5日付け大北福第1457号開示決定	・平成28年12月19日受付分市民の声に対する回答（1601－11697） ・平成29年1月31日受付分市民の声に対する回答（1701－10100） ・平成29年6月13日受付分市民の声に対する回答（1701－10613） ・福祉局心身障がい者リハビリテーションセンターからの情報提供資料（視野障がい認定に係るガイドラインの解釈について説明を行うために北区役所が取り寄せたもの）	令和2年2月25日	請求文書の開示を求める。 請求した文書が開示されないため。
									対象情報の特定に当たり、実施機関において保有する審査請求人から提出された文書等を確認した結果、請求内容に合致する情報として、 （か）欄に記載した文書のすべてを対象情報として特定したものである。 審査請求人は、請求した文書が開示されていないとの主張を行っているが、例えば、平成29年1月31日受付分市民の声に対する回答（1701-10100）においては、中心10度より外側の視野についても総合的判断により認定の可能性がある事を説明しており、その他開示対象とした回答文書においても、請求内容に合致した記載があり、（か）欄に記載の決定に問題はないものと考えている。
7	令和元年度諮問受理第130号	令和2年3月26日付け大北福第1766号	令和元年12月17日	H30. 1. 30付大北福第1043号公開文書において、「両眼の視野が中心10度より外側に残存」する案件を求心性視野狭窄と認定していることが判明している。両眼の視野が中心10度より外側に残存する案件を求心性視野狭窄と認定しているものあることについて説明していることが確認できる文書。ただし、北区役所、福祉局保有分で①H23②H24、③H25、④H26、⑤H27、⑥H28⑦H29、⑧H30⑨R元年度について。	北区役所福祉課	令和2年2月5日付け大北福第1458号開示決定	・平成28年12月19日受付分市民の声に対する回答（1601－11697） ・平成29年1月31日受付分市民の声に対する回答（1701－10100） ・平成29年6月13日受付分市民の声に対する回答（1701－10613） ・福祉局心身障がい者リハビリテーションセンターからの情報提供資料（視野障がい認定に係るガイドラインの解釈について説明を行うために北区役所が取り寄せたもの）	令和2年2月25日	不明な開示決定を行っているため、請求文書の①～⑨ごとに開示決定を求める。 また、請求文書が存在しないのであれば不存在による非開示決定を求める。 開示された文書すべてに、請求した文書がまったくなかったため。 また、求めた①～⑨ごとに決定を行っていない。
									対象情報の特定に当たり、実施機関において保有する審査請求人から提出された文書等を確認した結果、請求内容に合致する情報として、 （き）欄に記載した文書のすべてを対象情報として特定したものである。 審査請求人は、請求した文書が開示されていないとの主張を行っているが、例えば、平成29年1月31日受付分市民の声に対する回答（1701-10100）においては、ガイドラインで求心性視野狭窄について視野が10度以内のものと限定しているものではないという説明を行っており、その他開示対象とした各文書においても請求内容に合致する記載がある。また、開示決定通知書において、各文書名を明らかにしていることから（か）欄に記載の決定に問題はないものと考えている。
8	令和元年度諮問受理第16号	令和元年7月25日付け大福祉第1124号	令和元年5月31日	H23年度の身障手帳交付申請に係り、総務局が「説明は既に十分尽くされている。」とした根拠文書（R元. 5. 14付大総務策e-27号開示の「これまでの経過について」の4に「10度以内とは…10度以内のみ視野が存在する状態であると理解でき」とある。この「理解」について①厚労省に確認したことがわかる文書。②各区に通知していることが確認できる文書。③その後、この「理解」に変更がある場合、変更内容が確認できる文書	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年6月14日付け大福祉第688号開示決定	平成27年11月26日付け大福祉第3101号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長あて照会文書及び厚生労働省からの回答メール	令和元年6月25日	請求内容（「10度以内とは…10度以内のみ視野が残存する状態であると理解でき…」について厚労省に確認したことがわかる文書）の開示を求める。不存在の場合は本決定を取り消し、非開示決定を求める。 本決定で開示された文書には、開示請求①に該当するものがない。
									対象情報の特定に当たり、実施機関において厚生労働省への照会を行ったことがわかる文書等を確認した結果、請求内容のうち①に合致する情報として、平成27年11月26日付け大福祉第3101号により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長宛てに発出した照会文書及び厚生労働省からの回答メールを特定した。また、実施機関において本件請求の請求内容のうち①に合致する他の公文書は保有してない。 よって、本件請求の請求内容のうち①に対し特定できる他の保有個人情報は存在しない。 また、本件請求の請求内容における②及び③については、実施機関において厚生労働省に確認した結果、本市の従来からの考え方と相違なかったため、各区には周知しておらず、請求内容の②及び③に合致する公文書を作成していないことから、別途、不存在による非開示決定を行うこととした。
9	令和元年度諮問受理第39号	令和元年11月29日付け大福祉第2914号	令和元年10月1日	H27. 1. 23付福祉局長回答に「総合的に判断とは…診断書の各項目の記載内容から…判断…」とある。各項目ごとに「判断内容」が確認できる文書。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年10月15日付け大福祉第2310号開示決定	平成25年4月19日受付分市民の声（1320-20019）に対する回答	令和元年11月5日	診断書の項目にある「視能率の記載内容」、「所見欄記載内容」に対する「判断とその内容」が確認できる文書の開示を求める。 開示された文書には、請求内容が確認できる文書が存在しないため。
									対象情報の特定に当たり、実施機関において、これまでに審査請求人からの問合せ等に対して回答した文書を確認した結果、請求内容に合致する情報として、平成25年4月19日受付分市民の声（1320-20019）に対する回答を特定した。 審査請求人は、開示された文書には、診断書の項目にある「視能率の記載内容」、「所見欄記載内容」に対する「判断とその内容」が確認できる文書が存在しないと主張しているが、平成25年4月19日受付分市民の声（1320-20019）においては、診断書の所見現症から緑内障の進行は認め、具体的に審査請求人の計測された視野範囲を数値で提示し、認定基準に照らし合わせて判断内容を説明する記載があり、 （か）欄に記載の決定に問題はないものと考えている。
10	令和元年度諮問受理第41号	令和元年11月29日付け大福祉第2910号	令和元年9月10日	R元. 5. 14付大総務第e-27号で開示された「これまでの経過について」（福祉局から提出）の「1. 概要」に「決定された等級を不服として…視野障害は2級に該当すると主張され」とある。私が①「不服として」、②「2級に該当すると主張」が確認できる文書等のすべて。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年10月24日付け大福祉第2460号開示決定	平成23年11月24日受付異議申立て書 平成27年6月4日受付分市民の声（1501-10826） 平成27年7月15日受付分市民の声（1501-10995）	令和元年11月1日	開示請求した文書の開示とその説明を求める。 開示文書が存在しない場合は、本決定を取り消し、改めて非開示決定を求める。 開示請求した文書の開示がない。また、①か②の区別の表示もない。
									対象情報の特定に当たり、実施機関において保有する審査請求人から提出された文書等を確認した結果、請求内容に合致する情報として、平成23年11月24日受付「異議申立て書」、平成27年6月4日受付分市民の声（1501-10826）及び平成27年7月15日受付分市民の声（1501-10995）を特定した。 審査請求人は、開示請求した文書の開示がなく、開示請求書中①か②の区別の表示もないと主張しているが、請求内容の①については、審査請求人が行った障がい等級認定に対する異議申立ては、平成26年法律第68号による改正前の行政不服審査法に基づく不服申立てとして行われたものであることから、平成23年11月24日受付「異議申立て書」が該当するものと判断したものである。また、請求内容の②については、例えば、平成27年7月15日受付分市民の声（1501-10995）においては、審査請求人の「私も2級該当としか理解できません」との記載があり、もう1件の開示対象とした回答文書においても、請求内容に合致する記載がある。また①又は②の区別の表示を行っていないことについて、①又は②の区別は開示した情報の内容により明らかであり、（か）欄に記載の決定に問題はないものと考えている。

項番	(あ) 諮問受理 番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及びその内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報 又は開示請求に係る個人情報を保有していない理由	(く) 審査 請求日	(け) 審査請求人の主張
	(こ) 実施機関の主張								
11	令和元年度諮問受理第43号	令和元年11月29日付け大福祉第2912号	令和元年9月30日	R元. 9. 13付市民の声に対して、R元. 9. 27付総務局長回答に「4につきましては…福祉局において、…判断…」とある。この判断内容が確認できる文書とその決裁。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年10月15日付け大福祉第2307号 不存在による非開示決定	開示請求書に記載の内容について記録した文書及び決裁が存在しないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年11月 5 日	請求文書の開示を求める。 不存在の場合は、請求文書を作成していない理由の開示と改めて請求文書を作成の上、開示決定を求める。 文書管理を所管する総務局が請求文書作成の必要性を認めているが、不存在としているため。
									「これまでの経過について」と題する文書を公文書とみなすか否かについては、大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）第2条第3項により判断するものであり、その判断は、事案の意思決定に当たるものではないため、文書による決裁が存在しないことから、本件請求に合致する情報をそもそも作成又は取得していないため、（か）欄に記載の決定を行ったものである。 審査請求人は、文書管理を所管する総務局が請求文書の作成の必要性を認めているが、不存在としているため審査請求を行ったと主張しているため、実施機関において確認したところ、令和元年9月13日付け市民の声に対する令和元年9月27日付総務局長回答においては、事案の意思決定を行うときに決裁が必要であることを記載しているが、実施機関においては、上記のとおり、当該文書を公文書とみなすか否かの判断は、事案の意思決定に当たるものではないため、文書による決裁が存在しないものであり、（か）欄に記載の決定に問題はないものと考えている。
12	令和元年度諮問受理第59号	令和2年1月7日付け大福祉第1156号	令和元年11月1日	R元. 10. 11付市民の声に対するR元. 10. 24付北区長回答に「…個々の視野の状況により…等級が認定…」とある。この「個々の状況」が何なのかを確認できる文書。ただし、これまでの回答の場合は直近1件について	北区役所福祉課	令和元年11月15日付け大北福第971号 開示決定	開示請求者より平成23年7月14日に提出された身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）	令和元年12月 9 日	請求した文書の開示を求める。 請求の趣旨とはまったく異なる文書が開示された。請求している文書は、「この個々の状況が確認できる文書」である。具体的には、H30. 1. 30付大北福第1043号公開文書で判明した両眼の視野が中心10度より外側に残存する案件について、求心性視野狭窄と認定するものと、しないものがあり、その判断基準が確認できる文書である。
									開示請求書に「北区長回答に『…個々の視野の状況により…等級が認定…』とある。この「個々の状況」が何なのかを確認できる文書。」とあり、保有個人情報として身体障がい認定における審査請求人の「視野の状況」に係る文書を求めたものと解されることから、（き）欄に記載した文書のすべてを対象情報として特定したものである。 審査請求人は、開示した（え）欄に記載の開示請求に係る対象情報について、「請求の趣旨とはまったく異なる文書が開示された。請求している文書は、「この個々の状況が確認できる文書」である。具体的には、H30. 1. 30付大北福第1043号公開文書で判明した両眼の視野が中心10度より外側に残存する案件について、求心性視野狭窄と認定するものと、しないものがあり、その判断基準が確認できる文書である。」と主張し、「請求した文書」の開示を求めている。 しかしながら、「『個々の状況』が何なのかを確認できる文書。」とは、審査請求人自身の身体障がい認定における視野の状況が確認できる保有個人情報であると解されるところ、身体障がい認定において視野の状況が確認できる文書は「身体障害者診断書・意見書（視覚障害者用）」（以下「本件診断書」という。）のみであり、本市としても審査請求人に係る障がい認定審査において他の文書を保有していない。
13	令和元年度諮問受理第74号	令和2年1月17日付け大福祉第3505号	令和元年12月2日	H26. 2. 21付市民の声に対するH26. 3. 7付福祉局・北区課長回答に「指定医との話しにおいて「誤り」の確認ではなく、認定基準の説明を行いました。」とある。このことが確認できる根拠又は文書と②その決裁。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年12月16日付け大福祉第3144号 不存在による非開示決定	開示請求書に記載の「確認できる根拠又は文書」及びその決裁は作成していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	令和元年12月23日	請求文書は存在するはずであり、本決定の取り消しを求める。 あくまで不存在とするのであれば、H26. 3. 7付回答の当該部分について、指定医との話しの内容は不明であり、そもそも指定医との面談の事実も確認できません。」との訂正を求める。 「誤りの確認ではなく、認定基準の説明を行いました。」との具体的内容を述べている以上、そのことを確認できる文書は存在する必要がある。
									開示請求書に記載の「確認できる根拠又は文書」について、指定医からの聴取内容については、担当者間で口頭で共有したもののその文書及び決裁については作成しておらず、（え）欄に記載の開示請求に合致する情報はそもそも作成又は取得していないことから、（か）欄に記載の決定を行ったものである。
14	令和元年度諮問受理第89号	令和2年1月22日付け大福祉第1387号	令和元年12月2日	H25. 1. 25付リハセン〇〇係長回答に「認定基準については今回のように認識違いも生じることがあります。その誤りについては審査会で諮り…」とある。私の案件で「誤りを審査会に諮った内容が確認できる文書。	北区役所福祉課	令和元年12月16日付け大北福第1092号 開示決定	開示請求者より平成23年7月14日に提出された身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）	令和元年12月23日	請求文書の開示を求める。 不存在の場合は、不存在による非開示決定を求める。 開示された文書には、「誤り」は無いため。
									審査請求書に「私の案件で誤りを審査会に諮った内容が確認できる文書。」とある。ここでいう「誤り」とは、身体障がい認定において審査会に諮った本件診断書に主治医が認定基準と異なる等級を記載したことを指しており、（え）欄に記載の開示請求は、「誤りを審査会に諮った内容が確認できる文書」、すなわち審査会に諮った、認定基準と異なる等級が記載された診断書を求めたものと解されることから、（き）欄に記載した文書のすべてを対象情報として特定したものである。 審査請求人は、開示した（え）欄に記載の開示請求に係る対象情報について、「開示された文書には『誤り』は無いため」と主張し、請求文書の開示を求めている。 しかしながら、開示請求書にある「私の案件で誤りを審査会に諮った内容が確認できる文書。」とは、審査請求人の身体障がい認定のうち主治医の記載した等級と異なる等級決定が行われた文書である。なお、身体障がい認定に係る審査に際しては、申請者より提出された本件診断書に記載された内容にて書類審査を行っている。（か）欄に記載の決定により開示した文書についても審査請求人の身体障がい認定において審査会へ諮った文書であることは明らかである。
15	令和元年度諮問受理第115号	令和2年3月4日付け大福祉第4216号	令和元年12月23日	H27. 3. 13リハセン職員との面談に係る「面談時の内容確認について（回答）」に厚労省に照会し、誤りが無い旨の回答をいただき」とある。①この厚労省回答のすべて、及び②厚労省への照会文書。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和2年1月14日付け大福祉第3458号 開示決定	①2014年3月19日受信「身体障害者認定基準」の解釈について（回答） ②平成25年12月12日付け大市心第5016号「身体障害者認定基準」の解釈について（照会）	令和2年2月 7 日	「審査結果に誤りが無い旨の回答をいただき」と断定する以上、そのことが確認できる厚労省回答を保有しているはずであるため、その文書の開示を求める。 開示された文書に、請求した文書がないため。
									対象情報の特定に当たり、実施機関で保有する厚生労働省への照会に係る文書を確認した結果、請求内容の①に合致する情報として、厚生労働省からの回答メールである2014年3月19日受信「身体障害者認定基準」の解釈について（回答）を、また請求内容の②に合致する情報として、厚生労働省への照会文書である平成25年12月12日付け大市心第5016号「身体障害者認定基準」の解釈について（照会）、をそれぞれ特定した。また、実施機関において、（え）欄に記載の開示請求に対し特定できる他の保有個人情報は存在しない。

項番	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け) 審査請求人の主張	
	諮問受理番号	諮問	請求日	開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及びその内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	担当	決定	開示請求に係る保有個人情報 又は開示請求に係る個人情報を保有していない理由	審査請求日	(こ) 実施機関の主張	
16	令和元年度諮問受理第64号	令和2年1月15日付け大北福第1201号	令和元年11月11日	R元.10.30付総務局長回答の4に「…本件について適切に判断し決定を行うのは…北区役所又は福祉局…」とある。H30.1.30付大北福第1043号公開文書において、私と同様案件で異なる等級認定を行っている理由を把握していることが確認できる文書。ただし、北区について。	北区役所福祉課	令和元年11月25日付け大北福第1006号 不存在による非開示決定	平成30年1月30日付け大北福第1043号による部分公開決定通知書により通知し、公開した文書については、開示請求者が行った公開請求の内容により特定したものであり、開示請求者と「同様案件」のものではない。また、視野の状況は申請者により異なっており、個々の視野の状況により、視野障がいの等級認定を行っているため、他者と比較する文書は作成していない。そのため、開示請求書に記載の「私と同様案件で異なる等級認定を行っている理由を把握していることが確認できる文書。」は存在していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年12月16日	本件決定を取り消し、開示決定を求める。あくまで不存在とするのであれば、至急、請求文書を作成した上で開示決定を求める。 不存在理由に「開示請求者と『同様案件』のものではない。（以下『この理由』という。）」とあるが誤りである。 「両眼の視野が中心10度より外側に残存している」状況において「同様案件」としていることは明白である。大阪市は「この理由」のみで求心性視野狭窄（2～4級）と認定している一方、私に対して求心性視野狭窄でない（5級）と認定している。 私に対する説明で「両眼の視野が中心10度より外側に残存しているため」のみでは、不十分又は誤りであり「…個々の視野の状況により…」も同様である。大阪市はこれに関する具体的な理由を把握している責任と義務があり、開示し説明する必要があるため。	
									開示請求に記載のある平成30年1月30日付け大北福第1043号による部分公開文書については、審査請求人が行った公開請求の内容により特定したものであり、審査請求人と「同様案件」のものではない。また、視野の状況は申請者により異なっており、個々の視野の状況により、視野障がいの等級認定を行っているため、他者と比較する文書は作成していない。そのため、開示請求書に記載の「私と同様案件で異なる等級認定を行っている理由を把握していることが確認できる文書。」は存在していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。 審査請求人は、（え）欄に記載の開示請求に係る対象情報について、「不存在理由は誤りである」等と主張し、（か）欄に記載の決定の取り消しと開示決定を求めている。 しかしながら、上記のとおり、大北福第1043号による部分公開文書については、審査請求人が行った公開請求の内容により特定したものであり、審査請求人と「同様案件」のものではない。審査請求人は、「両眼の視野が中心10度より外側に残存している」状況において「同様案件」としていることは明白であると主張するが、視野の状況は申請者により異なっており、個々の視野の状況により、視野障がいの等級認定を行っているため、他者と比較する文書はそもそも作成していない。また、審査請求人は、自身の案件について説明責任を果たすためには、開示請求を求めた核心部分の「理由」を把握している必要がある、それを確認する文書は存在しているはずであると主張しているが、実施機関において把握する限りの情報からは、請求内容に合致する文書を保有していない旨を理由に記載して決定を行ったものであり、決定に問題はないものと考えている。	
17	令和元年度諮問受理第92号	令和2年1月27日付け大福祉第3611号	令和元年11月11日	R元.10.30付総務局長回答の4に「…本件について適切に判断し決定を行うのは…北区役所又は福祉局…」とある。H30.1.30付大北福第1043号公開文書において、私と同様案件で異なる等級認定を行っている理由を把握していることが確認できる文書。ただし、北区・福祉局それぞれについて。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年11月25日付け大福祉第2823号 不存在による非開示決定	平成30年1月30日付け大北福第1043号による部分公開決定は、北区役所においてなされたものであり、公開対象となった文書の記載内容を福祉局では把握していない。そのため、開示請求書に記載の「私と同様案件で異なる等級認定を行っている理由を把握していることが確認できる文書。」は存在していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年12月16日	本件決定を取り消し、開示決定を求める。あくまで不存在とするのであれば、至急、請求文書を作成した上で開示決定を求める。 不存在理由に「開示請求者と『同様案件』のものではない。（以下『この理由』という。）」とあるが誤りである。 「両眼の視野が中心10度より外側に残存している」状況において「同様案件」としていることは明白である。大阪市は「この理由」のみで求心性視野狭窄（2～4級）と認定している一方、私に対して求心性視野狭窄でない（5級）と認定している。 私に対する説明で「両眼の視野が中心10度より外側に残存しているため」のみでは、不十分又は誤りであり「…個々の視野の状況により…」も同様である。大阪市はこれに関する具体的な理由を把握している責任と義務があり、開示し説明する必要があるため。 いずれにしても私の案件について説明責任を果たすためには、開示請求を求めた核心部分の「理由」を把握している必要がある、それを確認する文書は存在しているはずである。	
									（え）欄に記載のある平成30年1月30日付け大北福第1043号による部分公開決定は、北区役所においてなされたものであり、開示請求書に記載の文書の特定に当たっては、公開対象となった文書の記載内容に含まれる個人の身体障がいに関する情報が必要であるが、公開対象となった文書は、北区役所における身体障がい者手帳交付事務に係り保有していたものであることから、当該公文書の記載内容を福祉局では把握できない。そのため、そもそも審査請求人と同様案件で異なる等級認定を行っている理由について把握していないことから、開示請求書に記載の「私と同様案件で異なる等級認定を行っている理由を把握していることが確認できる文書。」は存在していない。以上により、（え）欄に記載の開示請求に合致する情報をそもそも作成又は取得していないことから、（か）欄に記載の決定を行ったものである。 審査請求人は、自身の案件について説明責任を果たすためには、開示請求を求めた核心部分の「理由」を把握している必要がある、それを確認する文書は存在しているはずであると主張しているが、実施機関において把握する限りの情報からは、請求内容に合致する文書を保有していない旨を理由に記載して決定を行ったものであり、（か）欄に記載の決定に問題はないものと考えている。	
18	令和元年度諮問受理第65号	令和2年1月15日付け大福祉第3475号	令和元年11月11日	R元.10.15付大福祉第2310号開示文書の回答1に係る「10度以内」について、平成30年度適用の認定基準にある「10度以内」の説明と同じ又は同様であることが確認できる文書。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年11月25日付け大福祉第2821号 不存在による非開示決定	開示請求書に記載の「10度以内」という文言は、平成30年7月の改正前後の身体障がい者等級認定基準にそれぞれ記載はあるものの、改正前は「両眼の視野が10度以内に存在する場合」を、改正後は「両眼の視野が10度以内に存在しない場合」を説明しているものであり前提が異なるものであることから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年12月16日	本件決定を取り消し、開示決定を求める。 不存在理由に、改政前は「…10度以内に存在する場合」を、改正後は「…に存在しない場合」を説明しているものであり前提が異なるものであることから…とあるが誤りである。改正前では「…10度以内とは…」とあり、「10度」の解釈を示しており、「10度以内に存在しない場合」も含まれている。改正後では、「8方向の視野角度の合計が80度以内…」とあり、円と言えば「10度以内」になる。また医者からも、学会で改正を求めたため、考え方は変わらず「求心性視野狭窄」の文言が削除されたとのこと。 いずれにせよ、改正前と改正後の「10度以内」について、H30.1.30付大北福第1043号公開文書も含めて説明する責任と義務がある。	
									（え）欄に記載の開示請求は、身体障がい認定基準に係るものであるが、視覚障がいに係る身体障がい認定基準は平成30年7月に国において改正された。本件請求の開示請求書に記載の「10度以内」という文言は、平成30年7月の改正前後の身体障がい者等級認定基準にそれぞれ記載はあるものの、改正前は「両眼の視野が10度以内に存在する場合」を、改正後は「両眼の視野が10度以内に存在しない場合」を説明しているものであり前提が異なるものである。そのため、（え）欄に記載の開示請求に合致する情報をそもそも作成又は取得していないことから、（か）欄に記載の決定を行ったものである。 審査請求人は、不存在理由における「前提が異なるものである」との記載を、平成30年7月の改正前後の身体障がい者認定基準の記載等を基に、誤りであると主張しているが、実施機関においては上記のとおり、それぞれ前提が異なるものであることから、不存在である旨の決定を行ったものであり、（か）欄に記載の決定に問題はないものと考えている。	
19	令和元年度諮問受理第40号	令和元年11月29日付け大福祉第2909号	令和元年7月29日	R元.6.24付市民の声に対するR元.7.8付福祉局長回答に「…の一部改正について（平成30年4月27日障室0427第2号）」とある。全容不明のためこれに係る「同第1号」を請求又は情報提供をお願いします。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	令和元年8月13日付け大福祉第1368号 不存在による非開示決定	開示請求書に記載の文書については、本市で保有していないことから、当該保有個人情報をそもそも取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年11月5日	保有しているはずであり、本決定を取り消し開示決定を求める。 開示請求した文書は、当該回答において、説明資料として当然に添付されるものである。	
									開示請求書に記載の文書については、厚生労働省の作成した通知文であり、実施機関において公文書として保有していないため、（え）欄に記載の開示請求に合致する情報は、そもそも取得していないことから、（か）欄に記載の決定を行ったものである。 審査請求人は、開示請求した文書は、当該回答において、説明資料として当然に添付されるものであると主張しているが、（え）欄に記載の開示請求は、実施機関の事務において、公文書として保有していないものに係る請求であり、（か）欄に記載の決定に問題はないものと考えている。	

(注) 1 (え) 欄及び (け) 欄については、原則として審査請求人の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。
3 (き) 欄については、開示決定を行ったものについて「開示請求に係る保有個人情報」を、
不存在による非開示決定を行ったものについて「開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由」をそれぞれ記載している。